

仁淀川町過疎地域持続的発展計画

令和8年度～令和12年度

高知県 仁淀川町

目 次

| | |
|------------------------------|-----------|
| 1 基本的な事項 | 4 |
| （1）仁淀川町の概況 | 4 |
| （2）人口及び産業の推移と動向 | 6 |
| （3）行財政の状況 | 8 |
| （4）地域の持続的発展の基本方針 | 10 |
| （5）地域の持続的発展のための基本目標 | 12 |
| （6）計画の達成状況の評価に関する事項 | 12 |
| （7）計画期間 | 12 |
| （8）公共施設等総合管理計画との整合 | 13 |
| 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | 14 |
| （1）現況と問題点 | 14 |
| （2）その対策 | 15 |
| （3）計画 | 16 |
| （4）公共施設等総合管理計画との整合 | 16 |
| 3 産業の振興 | 17 |
| （1）現況と問題点 | 17 |
| （2）その対策 | 18 |
| （3）計画 | 20 |
| （4）産業振興促進事項 | 26 |
| （5）公共施設等総合管理計画との整合 | 26 |
| 4 地域における情報化 | 27 |
| （1）現況と問題点 | 27 |
| （2）その対策 | 27 |
| （3）計画 | 27 |
| （4）産業振興促進事項 | 27 |

| | | |
|----------|------------------------------------|-----------|
| 5 | 交通施設の整備、交通手段の確保 | 28 |
| | (1) 現況と問題点 | 28 |
| | (2) その対策 | 28 |
| | (3) 計画 | 29 |
| | (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 31 |
| | | |
| 6 | 生活環境の整備 | 32 |
| | (1) 現況と問題点 | 32 |
| | (2) その対策 | 33 |
| | (3) 計画 | 35 |
| | (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 36 |
| | | |
| 7 | 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | 37 |
| | (1) 現況と問題点 | 37 |
| | (2) その対策 | 38 |
| | (3) 計画 | 40 |
| | (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 42 |
| | | |
| 8 | 医療の確保 | 43 |
| | (1) 現況と問題点 | 43 |
| | (2) その対策 | 43 |
| | (3) 計画 | 44 |
| | (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 44 |
| | | |
| 9 | 教育の振興 | 45 |
| | (1) 現況と問題点 | 45 |
| | (2) その対策 | 46 |
| | (3) 計画 | 47 |
| | (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 48 |

| | |
|--------------------------------|------------|
| 1 0 集落の整備 | 4 9 |
| (1) 現況と問題点 | 4 9 |
| (2) その対策 | 4 9 |
| (3) 計画 | 5 0 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 5 0 |
| | |
| 1 1 地域文化等の振興 | 5 1 |
| (1) 現況と問題点 | 5 1 |
| (2) その対策 | 5 1 |
| (3) 計画 | 5 2 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 5 2 |
| | |
| 1 2 再生可能エネルギーの利用の推進 | 5 3 |
| (1) 現況と問題点 | 5 3 |
| (2) その対策 | 5 3 |
| (3) 計画 | 5 3 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 5 3 |
| | |
| 1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | 5 4 |
| (1) 現況と問題点 | 5 4 |
| (2) その対策 | 5 4 |
| (3) 計画 | 5 4 |
| (4) 公共施設等総合管理計画との整合 | 5 4 |
| | |
| 事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度） | |
| 過疎地域持続的発展特別事業分 | 5 5 |

1 基本的な事項

(1) 仁淀川町の概況

① 町の自然的、歴史的、社会的、経済的条件の概要

仁淀川町は、高知県の北西部に位置し、高知市からは約 40 km、車で約 1 時間の距離にある。広域的にみると高知市と松山市の間に位置し、両市を結ぶ国道 33 号や国道 439 号が交差する地域で、北に四国山地、東西に仁淀川が横断している。町の面積は、東西に 16 km、南北に 29 km、総面積 333 km²で高知県全体の約 4.7%を占めている。愛媛県久万高原町に源を発する仁淀川は、長者川や土居川など数多くの支流を集めながら太平洋へ注ぎ込んでいる。地形は標高約 100m~1,800mと標高差が大きく、集落は川沿いや急峻な斜面に散在している。平均気温は山岳部が 15℃前後で、冬季には積雪がみられるところがある。また、年間降雨量は多いところで 2,500 mmに達するなど、比較的温暖多雨な地域である。

本地域は、仁淀川沿いに第 1 次産業を中心に発展してきた典型的な山間地域で、林業や茶の栽培の適地となっている。町の南部には、石灰石の採石場があることなどから、第 2 次産業の就業者比率が比較的高くなっている。

明治 22 年村制の施行時に 6 カ村となっていた本地域は、町制の施行や合併などを経て、昭和 30 年に 1 町 2 村となり、平成 17 年 8 月 1 日合併により仁淀川町を新設した。

昭和 30 年代の高度経済成長とともに、都市部への若年層の流出が進み、町の活力の担い手となるべき若年人口が減少するとともに、町の拠点となる地区から離れた地域の限界集落化が進行してきている。

『町村の沿革』

| | | | | |
|-----|---------|------|-----|---|
| 池川町 | 明治 22 年 | 4 月 | 1 日 | ： 池川村、富岡村 |
| | 大正 2 年 | 4 月 | 1 日 | ： 池川村に町制を施行し、池川町と改称 |
| | 昭和 16 年 | 7 月 | 1 日 | ： 池川町と富岡村が合併し、池川町を設置 |
| | 昭和 18 年 | 5 月 | 1 日 | ： 大崎村の一部北浦地区を編入 |
| | 平成 17 年 | 8 月 | 1 日 | ： 池川町・吾川村・仁淀村の 3 カ町村を廃し、その地域をもって新たに仁淀川町設置 |
| 吾川村 | 明治 22 年 | 4 月 | 1 日 | ： 大崎村、名野川村 |
| | 昭和 18 年 | 5 月 | 1 日 | ： 大崎村の一部北浦地区を池川町に分離合併 |
| | 昭和 30 年 | 2 月 | 1 日 | ： 大崎村と名野川村が合併し、吾川村を設置 |
| | 昭和 30 年 | 11 月 | 1 日 | ： 仁淀村の一部久喜地区・加枝地区を編入 |
| | 平成 17 年 | 8 月 | 1 日 | ： 池川町・吾川村・仁淀村の 3 カ町村を廃し、その地域をもって新たに仁淀川町設置 |

| | | |
|-------------|--------------|--|
| 仁 淀 村 | 明治22年 4月 1日 | 別枝村・高瀬村・久喜村・川渡村・森村が合併し別府村として発足 長者村・大植村・泉村が合併し長者村として発足 |
| | 昭和29年 7月 | 長者村の一部堂林地区を越知町に分離合併 |
| | 昭和29年 9月 1日 | 別府村と長者村が合併し、仁淀村を設置 |
| | 昭和30年 11月 1日 | 仁淀村の一部久喜地区・加枝地区を吾川村に分離合併 |
| | 平成17年 8月 1日 | 池川町・吾川村・仁淀村の3カ町村を廃し、その地域をもって新たに仁淀川町設置 |

② 町における過疎の状況

昭和55年の国勢調査人口は、11,668人であったが、平成2年には9,518人となり10年間で実に18.4%もの減少となった。その後の人口も、平成17年7,347人、平成27年5,551人、令和2年4,827人と、この40年間で41.4%の激減となった。町が推計した人口の将来展望では、令和42(2060)年には2,226人にまで減少することが予測されている。

年齢階層で見ると、高齢者の人口割合は、令和2年に55.4%を示す超高齢社会となっており、今後もその進展傾向は続くものと予想される。また、総人口が減少する中で特に子どもの減少が大きな問題となっており、今後の地域社会や教育のあり方等问题点が多い。

このような状況を踏まえ、昭和45年の過疎法施行以来、合併前の町村において国・県の振興方針に呼応した振興計画を策定し、さまざまな施策に取り組んできた。

交通網整備では、町村道改良や農林道整備に取り組み、若年者の定住施策では企業誘致や公営住宅の整備、高度情報化社会に対応したブロードバンド整備などに取り組んできた。

また、人口の社会減を少なくするために、Iターン・Uターン等による移住促進の施策にも取り組んできた。教育文化施設についても、学校統合を中心に施設整備を行い、産業振興では茶を中心に高冷地の特性を生かした園芸作物生産などへの施設整備の近代化に取り組んできた。

しかしながら、人口の減少や高齢化には歯止めがかからず、依然として厳しい状況にあり、今後においても地域を生かした農林業対策を基軸に、若者定住対策や移住促進対策、高齢者対策等の諸施策に取り組んで行かなければならない。

③ 産業構造の変化等

中山間地域である仁淀川町は、元来自給自足的な農林業で細々と生計を立てていたが、日本経済の急激な変化に伴い、現金収入の必要性に迫られると同時に、公共事業の促進が町内在住者の第1次産業離れを引き起こした。

また、大渡ダム建設や鳥形山石灰石鉱山開発等の大型プロジェクト事業の導入も相まって、若年層の農林業離れが進み、建設業を中心とした第2次産業従事者の比率が高くなり、近年の長引く景気の低迷や公共事業の削減においても、就業者数全体の減少が起因し、その比率を維持している。全国的に見ても高い高齢者人口比率を示す本町では、農林業や土木建設業、商工業などの就労者の高齢化が地域産業全般において更なる変化を生じさせようとしており、後継者や担い手確保等への対応が急務となっている。

地理的には、急峻な勾配の土地が町の大半を占めており、高知市と松山市のほぼ中間であるという利点はあるものの、広範囲にわたる平坦な用地の確保ができないため、交通の便を生かした工場立地など、その長所を生かすことができず、単に物流の通過点となっている。しかし、国道439号の改良の進捗や国道33号の地域高規格化が検討され、四国の南北と東西の重要路線の交差点として物流の中継点となる可能性があるため、これに向けた新たな取り組みが必要である。

また、雄大な自然を生かした交流拠点施設の整備とこれらをネットワーク化することによる交流産業としての取り組みも必要となっている。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本町の人口の推移は、表1-1-①のとおり、昭和55年から令和2年までの40年間で、約59%にあたる6,841人が減少している。世代別では、0歳～14歳までの幼少年齢人口が、昭和55年に対して17.5%に、15歳～29歳までの若年人口が19.3%に激減している反面、65歳以上の高齢者人口は増加しており、40年前の1.1倍になっている。人口構成比率では、15歳～29歳の若年層は、昭和55年には12.0%であったのが、令和2年には5.6%にまで減り、反面65歳以上の高齢者比率は21.2%から55.4%に増加しており、典型的な過疎高齢化（少子化）社会となっている。

町の将来人口の見通しをみると、令和12年は3,889人と平成17年の7,347人と比較して、25年間で3,458人、47.1%減少、さらに令和27年には2,781人と、62.1%減少すると予測されている。

人口推計では、高齢化率は低下し、年少人口・生産年齢人口の減少傾向には歯止めがかかるとされているが、総人口の大幅な減少は、医療・保健・介護の問題のみならず、農業をはじめとする産業の維持・発展、地域コミュニティの維持等に深刻な問題が発生することが考えられる。人口構成の変化は、産業構造の変化に多大な影響を与え、町の第1次産業の中心である農林業の後継者不足や労働力の低下（高齢化）により遊休農地の増加や山林の荒廃を招いている。

第2次産業は、55年ほど前に誘致した日鉄鉱業鳥形山石灰石鉱山に関連する職場へ、100人程が従事しているものの、旧来から土木建設業への依存度が高かったことに起因して、公共事業の削減や長期の経済の低迷による事業量の減少等大変厳しい環境となっている。このように、人口の減少と同様に就業人口も年々減少しており、町内の経済に暗い影を落としている。

表 1 1-① 人口の推移（国勢調査）

| 区 分 | 昭和 55 年 | 平成 2 年 | | 平成 17 年 | | 平成 27 年 | | 令和 2 年 | |
|------------------------|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総 数 | 人 11,668 | 人 9,518 | % △22.8 | 人 7,347 | % △22.8 | 人 5,551 | % △24.4 | 人 4,827 | % △13.0 |
| 0 歳～14 歳 | 1,986 | 1,207 | △50.2 | 692 | △42.7 | 387 | △44.1 | 347 | △10.3 |
| 15 歳～64 歳 | 7,206 | 5,502 | △26.2 | 3,260 | △40.7 | 2,170 | △33.4 | 1,790 | △17.5 |
| 内 15 歳～ 29 歳 (a) | 1,398 | 928 | 514 | 514 | 331 | 331 | △35.6 | 270 | △18.4 |
| 65 歳以上(b) | 2,476 | 2,809 | 14.6 | 3,395 | 20.9 | 2,994 | △11.8 | 2,690 | △10.2 |
| (a)／総数 若年者比率 | % 12.0 | % 9.7 | - | % 7.0 | - | % 6.0 | - | % 5.6 | - |
| (b)／総数 高齢者比率 | % 21.2 | % 29.5 | - | % 46.2 | - | % 53.9 | - | % 55.4 | - |

表 I 1-② 人口の見通し

| 区 分 | 令和 12 年 | | 令和 17 年 | | 令和 22 年 | | 令和 27 年 | | 令和 32 年 | |
|-----------------|------------|---------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|------------|-----------|
| | 実数 | 増減率 H27 年比 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総 数 | 人 3,889 | % △11.2 | 人 3,457 | % △11.1 | 人 3,085 | % △10.8 | 人 2,781 | % △9.9 | 人 2,547 | % △8.4 |
| 0 歳～14 歳 | 325 | 1.2 | 330 | 1.5 | 331 | 0.3 | 330 | △0.3 | 335 | 1.5 |
| 15 歳～64 歳 | 1,488 | △8.2 | 1,370 | △7.9 | 1,259 | △8.1 | 1,179 | △6.4 | 1,128 | △4.3 |
| 65 歳以上(a) | 2,076 | △14.7 | 1,757 | △15.4 | 1,495 | △14.9 | 1,272 | △14.9 | 1,085 | △14.7 |
| (a)／総数 高齢者比率 | % 53.4 | - | % 50.8 | - | % 48.5 | - | % 45.7 | - | % 42.6 | - |

表 I 1-③ 産業別人口の動向（国勢調査）

| 区 分 | 昭和50年 | | 平成2年 | | 平成17年 | | 平成27年 | | 令和2年 | |
|-----------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|--|
| | 実 数 | 実 数 | 増減率 | 実 数 | 増減率 | 実 数 | 増減率 | 実 数 | 増減率 | |
| 総 数 | 人 5,936 | 人 4,203 | % △29.2 | 人 2,819 | % △32.9 | 人 2,090 | % △25.9 | 人 1,982 | % △5.2 | |
| 第1次産業 就業人口比率 | % 40.7 | % 19.4 | — | % 14.8 | — | % 12.1 | — | % 12.4 | — | |
| 第2次産業 就業人口比率 | % 30.0 | % 42.7 | — | % 35.7 | — | % 33.3 | — | % 31.4 | — | |
| 第3次産業 就業人口比率 | % 29.2 | % 37.9 | — | % 49.5 | — | % 54.6 | — | % 56.2 | — | |

（3） 行財政の状況

① 行政の状況

平成17年8月1日に合併した本町の組織機構は、地域住民の暮らしを支える健全で足腰の強い組織を目指し、行財政の構造改革をあらゆる角度から強力に推し進め、住民ニーズに的確に対応した住民サービスの質の維持や向上、職員の能力向上、効率的な事業導入など、NPM手法を導入し、透明かつ開かれた行政運営を推進する。

また、住民と行政が一体となってまちづくりを推進する、協働意識の根付いたまちづくりを目指す。現在、旧町村役場は、本庁及び総合支所として、また、旧支所は出張所として住民サービスを実施している。

② 財政の状況

地方を取り巻く財政状況は、景気の低迷による大幅な財源不足にあり、また合併支援措置の終焉を迎える中、財政基盤の脆弱な本町にとって大変厳しい状況となっている。

限られた財源の中でより効果的な行財政運営を確立するため、人件費などの管理経費の削減等による財政の効率化を図るとともに、今後の事業においては、人口減少・少子高齢化に対応し、「持続可能な地域づくり」の実現に向け取り組む必要がある。現在持っている資源・歴史・文化を最大限に活かす戦略的な目標を立て、事業の優先度を決定し、住民のニーズに応じたサービスと効率化を図るための新しい行政経営システムの構築を検討し、将来にわたって健全な財政運営を行う。

③ 公共施設の状況

公共施設については、住民生活の利便性に配慮し、地域の特殊性やバランス、財政事情等を考慮しながら、公共施設等総合管理計画により、逐次検討を行う。

また、既存の教育施設や福祉施設、文化・スポーツ施設等の有効利用、相互利用を総合的に勘案し、公共施設等総合管理計画に基づき、住民サービスの低下を招かないよう整備に努める。

表 1 2-① 市町村財政の状況

(単位：千円)

| 区 分 | 平成 22年度 | 平成 27 年度 | 令和 2 年度 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|
| 歳入総額 A | 9,154,194 | 8,962,414 | 8,287,831 |
| 一般財源 | 4,716,553 | 4,884,695 | 4,608,392 |
| 国庫支出金 | 1,132,981 | 547,101 | 1,229,860 |
| 都道府県支出金 | 912,056 | 1,458,307 | 545,504 |
| 地方債 | 1,443,163 | 1,133,987 | 710,272 |
| うち過疎債 | 607,200 | 286,400 | 254,200 |
| その他 | 949,441 | 938,324 | 1,193,803 |
| 歳出総額 B | 8,850,905 | 8,632,516 | 7,769,078 |
| 義務的経費 | 2,674,188 | 3,003,001 | 3,157,449 |
| 投資的経費 | 2,672,665 | 3,080,070 | 1,518,101 |
| うち普通建設事業費 | 2,582,472 | 2,835,795 | 1,340,698 |
| その他 | 3,504,052 | 2,549,445 | 3,093,528 |
| Bのうち過疎対策事業費 | 1,952,069 | 559,188 | 801,499 |
| 歳入歳出差引額C(A-B) | 303,289 | 329,898 | 518,753 |
| 翌年度へ繰り越すべき財源D | 126,376 | 102,683 | 152,339 |
| 実質収支 C-D | 176,913 | 227,215 | 366,414 |
| 財政力指数 | 0.193 | 0.17 | 0.17 |
| 公債費負担比率 | 17.8 | 23.3 | 21.3 |
| 実質公債費比率 | 10.6 | 2.1 | 1.4 |
| 起債制限比率 | — | — | — |
| 経常収支比率 | 74.9 | 78.1 | 84.7 |
| 将来負担比率 | — | — | — |
| 地方債現在高 | 8,178,371 | 8,202,106 | 7,098,100 |

表1 2-② 主要公共施設等の整備状況

| 区 分 | | 昭和55 年度末 | 平成2 年度末 | 平成12 年度末 | 平成22 年度末 | 令和2 年度末 |
|---------------------------|---------|-------------|------------|-------------|-------------|------------|
| 市町村道 | 改良率 (%) | 5.4 | 18.3 | 23.3 | 24.4 | 30.2 |
| | 舗装率 (%) | 15.7 | 66.5 | 66.5 | 66.7 | 69.8 |
| 農道延長(m) | | 33,320 | 54,536 | 68,408 | 76,899 | 83,770 |
| 耕地1ha 当たり農道延長 (m) | | 24.5 | 40.1 | 50.3 | 45.1 | 79.8 |
| 林道延長(m) | | 282,748 | 303,582 | 449,421 | 276,961 | 275,553 |
| 林野1ha 当たり林道延長 (m) | | 9.5 | 10.2 | 15.1 | 11.8 | 14.4 |
| 水道普及率 (%) | | 67.6 | 60.3 | 72.5 | 76.5 | 61.0 |
| 水洗化率 (%) | | 2.8 | 8.7 | 26.4 | 42.9 | 82.7 |
| 人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床) | | 20.0 | 15.9 | 9.7 | 9.5 | 0 |

(4) 地域の持続的発展の基本方針

これまで、全国の山間部町村などを中心とした過疎地域に対し、財政的支援措置が講じられてきた。本計画に関わる過疎債は、その代表的なものであり、この財政的措置を受けらる中で、様々な施設整備や生活基盤整備を推進してきた。これらの対策により、道路をはじめとした生活基盤などにおいては大きな成果が得られ、いまだ様々な課題は残すものの、都市部との地域格差の是正が見られるなど、過疎化の抑制となっている。しかし、これらの施策を講じても過疎化が進行しているのは事実であり、過疎対策の効果が不十分であることを認めざるを得ない。

本町は、高知市と松山市の中間に位置する地理的特性や地域に受け継がれてきた伝統文化、豊かな森林資源と生活の源となる清流を有している。21世紀を力強く生き抜くためには、こうした特性を活かしながら、地域の課題に対応したまちづくりを推進する必要があるため、まちづくり計画、山村振興計画、地域再生計画及び高知県で進めている産業振興計画、健康長寿県構想、教育振興基本計画などの取り組みを生かし住民と行政がともに協力し「ひとりひとりが輝き 誇りが持てる あたたかいまち」を目指していく。

① 環境にやさしい暮らしづくり

本町は、みどり豊かな森林に囲まれ、仁淀ブルーと称される清流や美しい自然景観が数多く存在する。これらの活用を図りながら、人と自然の共生という視点に立ち、自然を守り育てるまちづくりを推進する。

また、限られた有効な資源を活用しながら、環境に優しい資源循環型の地域づくりを推進する。

② 安心・安全な生活環境づくり

安心・安全・快適な暮らしのあるまち、人にとって魅力あるまち、すなわちそこに住んでいたい、住んでみたいまちとなる。このため、自主防災組織の育成整備など行政と住民とが一体となって災害に強いまちづくりを進めるとともに、南海地震等の災害による被害を軽減するための防災拠点の整備、町有建築物及び民間住宅の耐震化、避難路、避難場所の整備及び災害物資の備蓄等の対策を推進する。

また、生活環境・住環境の整備を進めるとともに、地理的条件を克服するため、交通手段の確保、情報・通信基盤の整備を進める。

③ 地域ぐるみの健康づくり

安心して、心豊かな日常生活を送ることは、すべての人が切望していることであり、そのためにも健康づくりは必要不可欠なものである。

本町では、自助共助公助という考え方を基本に、地域を持続的に維持していく仕組みづくりに努める。そのため、地域ぐるみの健康・福祉体制づくりを第一に介護保険の基盤整備や高齢者、障害者へのサービスの充実を推進するとともに、少子化対策として、安心して子育てができる保育の充実など、子育て環境の整備を図る。

また、生涯にわたって健康なまちを目指し、保健・医療・福祉の連携強化や地域医療体制の充実を進める。

④ 地域の技と知恵を受け継ぐ教育・文化づくり

より輝く地域にしていくためには、個性ある人づくり、個性ある文化づくりが必要である。そのため、次代を担う子どもたちの個性を活かす教育を進め、だれもが生涯にわたって学び、楽しむことができるよう、生涯学習環境や文化・スポーツ・芸能活動の充実を図るとともに、人権尊重と平等のまちを目指し、人権教育の推進に努める。

また、地域固有の歴史や文化という誇るべき宝を後世に伝えるため、歴史や文化の保存・継承に努める。

⑤ 地域の個性を活かした産業づくり

地域を維持していくために必要な持続可能な産業づくりを進めるためには、地域の特性を打ち出し、特色ある産業を確立していく必要がある。そこで、循環型社会への移行という社会的な動向をにらみ、川や森林などの豊富な自然資源を持続的に活用する仕組みづくりや新しい産業おこし、環境保全・健康志向を視点にした産品・製品づくりを地域とともに進める。

また、地域経済の活性化や生産者と消費者の連携を強化する取り組みに努める。さらに、地域アクションプランに基づく長期成長戦略の推進・具現化を図るなどして地域産業の振興に努める。

⑥ 新たな風を吹き込む出会い楽しむ交流の場づくり

これからのまちづくりを進めるには、過疎・少子・高齢化や防災・防犯など身近な課題への対応に地域コミュニティは欠かせない存在であり、地域と行政がひとつになって集落の維持及び活性化に取り組む必要がある。

合併により面積の広がった本町においては、今まで以上に住民の意思の疎通を図ることが必要なため、住民同士の交流の場づくりを進めるとともに、地域のことは地域住民が主体となって取り組む体制づくりを行う。

また、地域の文化や力を生み出すきっかけとなる地域内の人と人との交流の場づくりはもとより、地域外から訪れる人々との交流の場づくりを推進し、観光・レクリエーションの振興に努める。

⑦ 移住促進による地域づくり

人口の社会減を少なくするためには、転出超過を抑える必要がある。そのため、転入を増加させるための移住施策を推進し、地域活性化に努める。

⑧ 雇用の拡大による生活基盤づくり

転出超過の大きな原因としては、町内での雇用の場の不足が挙げられる。若い世代にとって「しごと」は生活の糧であるとともに、生きがいの持てるものであることが重要である。小さくても魅力があり、生き生きとした産業を創り出す必要があることから、町の基幹作業である農林業を生かした「しごと」の創出や雇用につながる創業支援を推進する。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

人口の自然減・社会減を抑制するため、出生数及び移住者数の目標を定める。

| 目標指標 | 基準値 (令和 7 年) | 目標値 (令和 8 年～12 年) | 備考 |
|------|-----------------|----------------------|------------|
| 出生数 | 11 人(未定) | 80 人 | 毎年 16 名の出生 |
| 移住者数 | 20 人(未定) | 100 人 | 毎年 20 名の移住 |

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況の評価は、毎年度、住民代表や外部有識者等を含む検証機関により検証・評価を行うものとする。また計画期間終了後においては、議会へ報告することとする。

(7) 計画期間

この計画の計画期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

仁淀川町公共施設等総合管理計画では、人口減少や厳しい財政状況を踏まえ、必要なサービス水準を確保しつつ、廃止や周辺施設との機能集約などにより施設総量の縮減を推進する。

今後も継続的な利用を行う施設については、これまでの対処療法的な維持管理から経営的視点にたった計画的な維持管理による施設の長寿命化を行うことで、ライフサイクルコストを削減するとともに、耐震性が確保されていない施設については計画的に耐震化を実施する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

① 移住・定住

本町はこれまで、地域おこし協力隊・林業研修生の募集や、空き家バンクを利用した移住者への住宅紹介など、移住希望者向けに各種媒体を利用した積極的な情報発信を行っている。また、学校給食費・保育料の無償化や乳幼児等の医療費の助成（負担額0円）など、人口減少に歯止めをかけるために移住定住を促す施策を積極的に展開してきた。しかし人口減少の要因として、若年層を中心とした転出超過による社会減が大きな比重を占めている。人口の社会減を少なくするためには、若い世代が生活の糧であり、生きがいともなる「仕事」が必要である。小さくても魅力があり、いきいきとした産業を創りだしていく必要がある。

また、本町は宅地が少ないため、家を建てようとする子育て世帯が町外へ転出する例が多くみられるため、宅地や定住用住宅の確保が急がれる。

② 地域間交流

仁淀川町、佐川町、越知町は高吾北地域として行政区を越えて生活圈を共有し、社会・経済・教育等の面で結びつきも深いことから昭和39年に高吾北広域町村事務組合を発足、消防・し尿処理・ごみ処理・火葬などの業務を行うほか、特別養護老人ホームなどの施設も有し、広域で連携した取り組みを進めることにより、効率的な行政運営を行っている。また、仁淀川流域の市町村が連携して、観光の活性化や移住促進への取り組みなどを行っている。

広域での連携した取り組みは進んでいるものの、広域全体での人口減少も進んでおり、それに伴う生産年齢人口の減少がもたらす地域経済の縮小や停滞、厳しい財政状況等が今後も見込まれることによる行政サービスの低下等、様々な問題が懸念されている。このことから、人口流出に歯止めをかけ、都市圏からの人の流れを創出し、安心して生活できる対策に連携して取り組むことが必要である。

③ 人材育成

少子高齢化が進む中、集落に置いても高齢化率が年々上昇し、集落の課題解決に取り組む担い手の不足が課題となっている。

また、農業においては、新規農業者の減少による農業者数の減少・高齢化が進んでおり、耕作放棄地が増加している。商業に置いても後継者不足による事業所の減少がみられる。

その他、福祉団体やボランティア団体、文化団体などの中には参加者の減少や高齢化、固定化などにより十分な活動が出来ない組織が増えている。町民誰もが生きがいを持って暮らしやすい町にするためには、様々な分野の人材発掘や人材育成を行う必要がある。

(2) その対策

① 移住・定住

本町の魅力である自然や歴史・伝統文化の情報発信を強化し、本町に対する関心・愛着の醸成を促し、移住・定住希望者の増加につなげていく。また、都市部での移住相談会やインターネットを活用した移住・定住情報及び相談窓口を充実させる。

移住希望者には、町の魅力をより一層実感してもらうよう、人と自然、人と人との触れ合う事業を仁淀川町移住交流拠点施設において行う。

空き家バンク制度の周知、移住者用住宅や空き家活用住宅（所有者から町が10年間借り上げて改修）の利活用を促進し、移住者の受け入れ態勢を整備するとともに、若者が定住できるよう宅地や住宅の整備に取り組む。

② 地域間交流

高吾北地域及び仁淀川流域市町村で互いに連携・協力することにより、全体の活性化を目指す。各市町村の独自性を尊重しながら、流入人口の増加につながる観光情報の発信や移住・定住促進に向けた取り組みを実施する。

③ 人材育成

集落の担い手となりうる人材の育成のためには、複数の集落で課題を共有し、課題解決に取り組むことが必要である。

また農業・商業などの後継者の受け入れ態勢について検討し、専門的な知識や技術を習得する研修活動を促進する。福祉関係専門職やボランティアなどの人材の発掘、育成に努める。

さらに、地域おこし協力隊やU・I・Jターン希望者など、外部人材の移住・定住の促進を図り、起業や事業継承につなげるための支援を行う。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------------------|-----------------------------|---|-------|----|
| 2 移住・定住・地域間交流の促進、 人材育成 | (1)移住・定住 | 移住者用住宅 町有の住宅を移住者世住宅として整備し、移住者の居住を確保する。 | 仁淀川町 | |
| | | 空き家活用住宅 町が集落等における空き家を所有者から10年間借り上げて改修し、移住者等の住居を確保する。 | // | |
| | (4)過疎地域持続的発展特別事業 ■ 移住・定住 | 移住交流拠点施設 豊かな仁淀川町の自然環境をいかし、炒從希望者が仁淀川町移住交流拠点施設で人と自然、人と人との触れ合う事業を行うことにより、仁淀川町への移住促進等を図り活六ある地域づくりを推進する。 | 指定管理者 | |
| | | 移住支援補助事業 移住者が空き家に入居した場合、移住等に要する費用を補助し移住者の経済的負担を軽減する。 | 仁淀川町 | |
| | | 移住者用住宅改修費等補助事業 移住者または移住者に住宅の提供をする者が行う住宅改修に要する費用に対し補助金を交付し、移住者等の経済的負担を軽減する。 | // | |
| | ■ 地域間交流 | 婚活支援事業 婚活イベントの開催、町内の婚活サポーターの要請、高知県のマッチングシステムを利用した出会いの支援など独身者の出会いの場の拡充など、出会い・結婚へ向けた積極的な支援を行う。 | // | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」区分における公の施設については、現況及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業

本町の農家数は、平成27年は801戸で、昭和60年の1,811戸に比べ30年間に1,010戸(△55.8%)減少している。また生産額では、平成27年は2億4,900万円で、昭和60年の8億1,700万円に比べ、30年間に5億6,800万円(△69.5%)減少している。

農地面積は全体の約1.6%程度しかなく、効率的な生産を図るためには、基盤整備が必要である。また小規模な農家が多く、経営の安定や後継者の育成、耕作放棄地等が課題となっている。

② 林業

本町の林家数は、平成27年は1,023戸で、昭和55年の2,493戸に比べ、35年間に1,470戸(△59.0%)減少している。また生産額では、平成27年は3億9,800万円で、昭和55年の11億600万円に比べ、35年間に7億800万円(△64.0%)減少している。

本町の約90%は森林であり、そのうちスギやヒノキといった人工林の占める割合が高くなっているが、長引く木材価格の低迷などにより、林業活動が停滞し、除間伐などの管理が不十分となり、山の荒廃が進んでいる。

今後は、資源としての価格の向上のほか、清流保全や森林の持つ水源涵養等の公益的機能を高めるため、水源地域の間伐の推進や広葉樹林化の推進、建築物の木材化の推進など林業振興への取り組みが必要となる。

③ 地場産業の振興

本町の地場産業は、豊かな自然を活かした農林業である。農業では第一に茶があげられるが、農家の高齢化とともに耕作放棄地が増加している。加えて茶の消費形態の変化から茶の買取価格が伸びず、出荷量が減少している。

地理的条件を活かした高糖度トマトはその品質から市場での評価が高くなり、若い後継者が育っている。

林業については、仁淀川町は森林率約90%、うち人工林率約75%、大半が戦後植林されたスギやヒノキで、間伐して販売する時期に差し掛かっているが、木材価格の低迷で間伐は進んでいない。また、所有者が多数にわたり1筆が狭く、町に不在の地主も多いため、間伐に着手しにくい。作業道が不足しているため効率よく間伐することができないことも障害となっている。住宅着工戸数は減少傾向にあることから、これまでのように建築用材のみでなく新たな取り組みを必要としており、特用林産物にも目を向け、地場産業の振興について幅広く検討する必要がある。

観光については、渓谷等自然を活かした観光資源や神楽などの文化系観光資源があるが、観光としての収入に結び付いていない。また、各観光資源が点として存在し結びつきが弱いいため滞在型の集客能力に欠けている。

④ 商工業

本町の商店数は、令和3年は68店舗で、昭和60年の235店舗に比べ、167店舗（△71.1%）減少している。

商店は、個人の経営する小規模な店舗が多いのが現状で、自家用車の普及や道路の改良などによる生活圏の拡大により、佐川町や越知町、高知市などに購買力を吸収されている。

⑤ 観光又はレクリエーション

本町には、観光資源として安居溪谷や中津溪谷、岩屋川溪谷、鳥形山森林植物公園、大引割・小引割などの自然系観光資源と、池川神楽や安居神楽、名野川磐門神楽、秋葉祭礼練りなどの文化系観光資源がある。この資源を仁淀川町観光協会が町内外に発信し、観光のPRに努める必要がある。また、ふれあい公園オートキャンプ場や夢の森キャンプ場、星ヶ窪キャンプ場、ひょうたん桜、大渡ダム公園など観光レクリエーション施設があるが、整備内容は十分とはいえない状況にある。

(2) その対策

① 農業

農業振興では、生産者が主体となって取り組む体制づくりを図る。そのため、農作物のブランド化を図り、販路拡大に努める。また、効率的な生産を行うための基盤整備に努め、就農の場の確保や後継者の育成に取り組む。その他、耕作放棄地の解消、鳥獣害対策にも積極的に取り組んでいく。

農家数等の減少や就農者等の高齢化が急速に進む本町において、計画的かつ、有効的な利用促進を通じて、増加傾向にある耕作放棄地の解消に努め、お茶や高糖度トマトを軸に農産物の需要の拡大や新たな分野での6次産業化に取り組み、地域の活性化を図る。

② 林業

林業振興では、林産現場の団地集約化を図り、効率的経営を確立させ、製材加工では町産材のブランド化を図り、販路拡大に努める。そのための技術向上研修の実施や基盤整備にも取り組む。また、シキミ・サカキなどの特用林産物の生産販売も促進していく。

本町の面積の約90%を占める森林の大半は標準伐木を迎えるため、仁淀川町林業総合戦略を策定しその有効活用に努め、長期的な視点にたった森林資源の保全維持を目標に、搬出間伐等の推進を軸とした健全な森づくりに取り組む。

また、町内の森林情報を集約化し、原木の安定供給と効果的な生産システムの確立を図るとともに、即戦力となる林業の担い手や将来の林業や木材産業の経営を担う人材等、幅広い人材の育成を目指す。その対策として、担い手用住宅の建築費を運営団体に補助する。

③ 地場産業の振興

農業については、担い手農家と流通業者、食品事業者等と連携しながら、6次産業化施設整備等を実施する。

林業については、林業振興センターを中心に、官民一体となって組織された仁淀川町森林管理推進協議会において、森林資源情報等を共有することで、森林所有者等への森林整備の働きかけを実施するとともに、森林経営管理制度による森林所有者等への意向調査等を実施するなど、森林施業の集約化を進め森林整備へと繋げていく。

また、公共建築物等の木造化の推進や、今後全国的に期待されているCLT構造によるラミナーや、板材等の海外への輸出など、グローバル化等による幅広い戦略を進めていく。

特用林産物についても、施設整備を実施し、地場産業の振興と担い手の確保に繋げる。観光については、観光収入アップを目指し、仁淀川町の豊かな観光資源の整備、保護を行うとともに、滞在型観光施設の整備拡充を行う。

④ 商工業

商工会等と連携を図り、地域の特産品を生かした加工品開発の起業支援や農山村地域型工業の振興を図る。

商業については、今後のコミュニティの核としてのあり方について、行政、各団体、消費者と連携しながら検討し、地域住民にとって必要とされる姿を目指す。

そのため、集客力を高める共同事業の促進や高齢者がゆったり買い物し憩うことのできる場所の整備など、ハード、ソフト両面からの整備を検討する。

また、地域資源の活用による産業おこしや新製品の開発に取り組むとともに、地産地消の考え方による地元利用の促進を図る。

⑤ 観光又はレクリエーション

観光は、住民と行政が一体となった形での、自然観察、体験参加型の観光体系の創設に努める。また、既存の観光マップ等を活用し、さらなる集客を図る。自然や歴史文化等の地域資源を活用して、山・川での自然体験・歴史文化や暮らし体験等を旅行商品としてプログラム化し、町ならではの体験型観光コンテンツの情報発信と誘客の促進を通して、町内での滞在期間の拡充に努め、観光関連の活性化を図る。地域外からの観光客を増やすためには、仁淀川町観光協会や一般社団法人仁淀ブルー観光協議会等と連携し、仁淀川流域全体として観光資源やイベント等を総合的に組み合わせた旅行商品づくりをおこない、それらを積極的に売り込んでいくことが必要になることから、広域観光の組織づくりに取り組む。そのための核となる仁淀川町観光協会の育成強化を図り、令和6年度95,312人だった観光入込客数を、令和12年度には5%増の100,077人になるよう目指す。

さらに、既存の観光マップやパンフレットなどを活用し、多様で豊富な観光資源をわかりやすく示した地図等の作成やホームページ等によるリアルタイムな情報提供に努める。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|-----------------|-----------------------------|------------------|----|
| 3 産業の振興 | (1)基盤整備 ■ 農業 | 中山間地域等直接支払交付金 | 仁淀川町 | |
| | | 茶栽培支援交付金 | // | |
| | ■ 林業 | 間伐・再造林促進 事業費補助金 | 仁淀川森林組合 林業事業体 | |
| | | 森林整備地域活動支援交付金 | // | |
| | | 森の工場活性化対策事業 | // | |
| | | 里山森林整備事業 | 集落・地域 | |
| | | 露ヶ谷線舗装 L=1,100m W=3.6m | 仁淀川町 | |
| | | 水ノ峠線舗装 L=650m W=3.0m | // | |
| | | トウガチ線改良 L=300m W=3.0m | // | |
| | | 一ヶ谷線舗装 L=1,000m W=3.0m | // | |
| | | 津江線改良 L=200m W=3.0m | // | |
| | | 津江線舗装 L=800m W=3.0m | // | |
| | | 中線改良 L=1,000m W=3.0m | // | |
| | | 大尾橋線改良 L=100m W=3.0m | // | |
| | | 大尾橋線舗装 L=1,000m W=3.0m | // | |
| | | あいなごう線開設 L=1,000m W=4.0m | // | |
| | | 立ヶ谷線開設 L=400m W=3.0m | // | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------------------|-----------------|-----------------------------|------|----|
| 3 産業の振興 | (1)基盤整備 ■ 林業 | 太田サガノ線開設 L=500m W=3.0m | 仁淀川町 | |
| | | 泉線舗装 L=500m W=3.0m | // | |
| | | 大峠北浦線開設 L=2,000m W=3.0m | // | |
| | | 椿山西桁線開設 L=3,000m W=4.0m | // | |
| | | 用居椿山線改良 L=200m W=4.0m | // | |
| | | 竹ノ谷ツボイ線開設 L=2,000m W4.0m | // | |
| | | 上名用居線改良 L=2,000m W=7.0m | // | |
| | | 久保吉ヶ成改良 L=400m W=3.0m | // | |
| | | 大峠北浦線舗装 L=1,000m W3.0m | // | |
| | | 大峠北浦線改良 L=500m W3.0m | // | |
| | | 用居椿山線舗装 L=1,000m W=4.0m | // | |
| | | 大引割線改良 L=400m W=4.0m | // | |
| | | 泉大植線改良 L=200m W=4.0m | // | |
| | | 戸立古田線改良 L=400m W=4.0m | // | |
| | | 松原線改良 L=200m W=3.0m | // | |
| | | 松原線舗装 L=2,540m W=3.0m | // | |
| あいなごう線改良 L=400m W=4.0m | // | | | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|--------------------------|-------------------------------|--------------------------|--------------------|
| 3 産業の振興 | (1)基盤整備 ■ 林業 | 戸立線改良 L=420m W=3.0m | 仁淀川町 | |
| | | 石井野泉改良 L=420m W4.0m | // | |
| | | 桂矛石線改良 L=400m W3.0m | // | |
| | | 桂矛石線舗装 L=1,000m W=3.0m | // | |
| | | 成川檜山線改良 L=2,000m W=4.0m | // | |
| | | 林道橋りょう改修 | // | |
| | (3)経営近代施設 ■ 林業 | 高性能林業機械整備 | 林業事業体 | |
| | (4)地場産業の 振興 ■ 生産施設 | 6次産業化事業施設整備 | 6次産業化 事業体 | |
| | | 特用林産物製造加工等施設整備 | 特用林産物 事業体 | |
| | | ■ 加工施設 | 高知県新食肉センター施設整備費 負担金事業 | 高知県新食肉セ ンター株式会社 |
| | (9)観光又は レクリエーション | 観光センター耐震診断及び補強 | 仁淀川町 | 秋葉の宿 |
| | | 別枝広場造成 A=1,200 m ² | // | |
| | | 観光地等トイレ整備事業 | // | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|--------------------------------------|--|-----------------------|----|
| 3 産業の振興 | (9)観光又は レクリエーション ■ 林業 | 観光看板設置 | 仁淀川町 | |
| | | 公園及び渓谷整備事業 | // | |
| | | アクティビティ施設 整備事業 | 仁淀川町 及び観光関係 事業者 | |
| | | キャンプ場整備事業 | 仁淀川町 | |
| | | 駐車場整備 | // | |
| | | 観光施設整備事業 | // | |
| | (10)過疎地域持 続的発展特別事業 ■ 第1次産業 | <u>林業者雇用対策事業 (就労の場所の確保)</u> 本町の森林は、大半が戦後植 栽された 36～50 年生のス ギやヒノキで間伐時期となっ ている。この豊富な森林資源 を活かし、就労の場の確保に つなげるため、間伐やそのた めに必要となる作業道開設な どの森林整備に対して補助を 行い、林業経営の下支えをす ることにより、林業参加者の 増加及び雇用の維持を図る。 | 林業者 | |
| | | <u>町産材の家推進事業</u> 町産材を使用する新築及び増 改築に対する補助。 主な資源の一つである山林の 荒廃抑止、町産材の需要拡大 及び地域経済の活性化並びに 定住の促進を図る。 | 仁淀川町 | |
| | | <u>林業家育成事業費補助金</u> 林業の後継者を育成するた め、研修生を募集し1年間町内 の林業事業体で研修を行う林 産協同組合へ補助を行い、移 住促進を図る。 | 仁淀川林産 協同組合 | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|----------------------------------|---|----------|----|
| 3 産業の振興 | (10)過疎地域持 続的発展特別事業 ■ 第1次産業 | 林業副産物商品化支援事業 木材加工段階で発生する林業副産物等を商品化するための試験や販路拡大へ支援を行い、林業の活性化を図る。 | 町内事業者 | |
| | | 間伐材等流通促進事業 町内で伐採・搬出された間伐材等木材の流通に対して補助を行い、町内の木材生産額の増大を図り、木材加工事業者への流通促進を図る。 | // | |
| | ■ 観光 | 観光センター(秋葉の宿)等指定管理委託事業 仁淀川町観光センターは大渡ダム上部に位置し仁淀川町を代表する観光施設である。当該施設の指定管理を委託することにより、レストラン業務や宿泊業務、来町者の窓口としての役割を担い、仁淀川町の観光業務の活性化を図る。 | 指定管理者 | |
| | | 観光協会育成強化事業 地域外からの観光客を増やすためには、仁淀川町観光協会等が、仁淀川流域全体として観光資源やイベント等を総合的に組み合わせた旅行商品づくりを行い、それらを積極的に売り込んでいくことが必要になることから、広域観光の組織作りに取り組む。そのための核となる仁淀川町観光協会の育成強化を図る。 | 仁淀川町観光協会 | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|-----------------------------------|---|--|----|
| 3 産業の振興 | (10)過疎地域持 続的発展特別事業 ■ 観光 | イベント助成事業 町出身者や観光客が大勢集まる「池川清流祭り」など、交流人口の増加、地域の特産品のPR・消費を促すためのイベント事業に助成する。 | 仁淀川町 | |
| | | ■ その他 | 小中学生林業整備体験事業 次の世代を担う小中学生が森林体験学習を通し、森林の役割や大切さ、林業の仕組み等について理解を深めることを狙いとし林業基盤の将来的な維持活性を図る。 | // |
| | | 協働の森(川崎重工業(株)、西尾レントオール(株)、和建設(株)、ニッポン高度紙工業(株)とのパートナーシップ)事業 町内で伐採・搬出された間伐材等木材の流通に対して補助を行い、町内の木材生産額の増大を図り木材加工事業者への流通促進を図る | // | |
| | | ダム周辺の環境整備事業 本町でも数少ない団体が宿泊可能な観光施設として、また、夜間照明付グラウンドを有したスポーツ合宿などの拠点施設として、新たな地域間交流の拡大を図るとともに、地場産品の展示販売を促進し、雇用の維持拡大など過疎地域における活性化を図る。 | // | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|------------------------------------|--|---------------|----|
| 3 産業の振興 | (10)過疎地域持 続的発展特別事業 ■ その他 | 安居溪谷森林総合利用事業 安居地域の優れた自然環境に ある森林を活用し農林産物の 生産、保健休養機能等の総合 的な利用を図り就労機会の拡 大及び所得の向上を図る。ま た、溪谷内の清掃等環境を常 に整え、年間を通じた観光交 流人口の拡大など地域の活性 化を図る。 | 指定管理者 | |
| | (11)その他 | 林業担い手住宅建築 工事補助事業 林業担い手確保のため、担 い手住宅建築の一部を補助 する。 | 仁淀川林産 協同組合 | |
| | | 就労支援住宅建築工事 補助事業 | 町内建設 事業者 | |

(4) 産業振興促進事項

i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域 | 業種 | 計画期間 | 備考 |
|----------|--------------------------------------|-----------------------------|----|
| 仁淀川町全域 | 製造業、農林水産物等販 売業、旅館業、情報通信 サービス業等 | 令和 8年 4月 1日～ 令和13年 3月31日 | |

ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「(2)その対策」及び「(3)事業計画」のとおり。

iii) 産業振興を促進するにあたっては、近隣自治体と連携をしながら進める。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

「産業の振興」区分における公の施設については、現況及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

近年の情報化の進展に対応するため、移動通信用鉄塔施設やADSLによる高速情報通信網の整備を進めてきた結果、都市との情報格差は急激に減少しつつある。今後は、企業の経済活動の向上や、町民の利便性向上に資するため、サービスが終了するADSLに代わる光ファイバー通信ケーブルの整備やモバイル通信機器等の普及が急務となっている。

一方、町内には、テレビ・ラジオや携帯電話の難視聴・不感地域が残っている。

(2) その対策

通信施設については、防災行政無線を整備しているが、音声の聞き取りにくい所もあるため、戸別受信機の設置を進めるとともに、住民への伝達方法の多様化に向けた新たな通信手段の確立を目指す。

また、インターネットの利用環境や携帯電話エリアの拡大等を整え、情報の基盤整備の推進を図るとともに、保健、医療、福祉、教育産業振興など様々な分野におけるシステムの構築を推進し、継続して利用できる環境と運用を目指す。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------------|---|---------------------|---------------|----|
| 4 地域における 情報化 | (1)電気通信施設 等情報化のための 施設 ■通信用鉄塔施設 | 携帯電話等エリア整備事業 | 仁淀川町 通信事業者 | |
| | ■防災行政用 無線施設 | 戸別受信機整備 | 仁淀川町 | |
| | ■次世代防災情報 等 発信設備 | 次世代部再放送等可視化設 備整備 | 〃 | |
| | ■テレビジョン放 送等難視聴解消の ための施設 | 難視聴対策事業 | 〃 | |
| | ■その他の情報化 のための施設 | 高速通信網の整備 | 通信事業者 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「地域における情報化」区分における公の施設については、現況及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 道路の整備

本町の道路網は、国道 33 号、国道 439 号、国道 494 号、県道（18 号伊野仁淀線、362 号安居公園線、363 号中津公園線）、山のみち地域づくり交付金事業幹線林道等を幹線として、町道、農林道等により各集落に接続されている。

これまでの過疎法等により、各集落へのアクセス道路の整備を最重点として積極的に推進してきたが、早期に開設された道路においては、幅員が狭く交通量等の事情により、危険な状況になっている路線も数多く見られる。

本町のような急峻な山間地域においては、画一的な道路整備への取り組みは困難も多い。しかし、交通網は経済的、社会的活動の基礎であり、また、住民の高齢化とともに在宅介護等、高齢者福祉の推進にも重要なため、今後も重点施策として地域の実情にあわせ、積極的に推進する。

② 交通確保対策

公共交通においては、JRバス路線が平成 19 年に全面廃止されたため、町民の交通の確保に向けて町営バスの運行や生活交通路線運行バス事業者への支援等を実施しているが、町営バスの運行本数は、利用者数等が少ないことから限定され、町民の利便性の高い公共交通となりえていない。

このため、町民の日常生活における身近な交通手段として、公共交通空白地域を解消し、町民の利便性の向上及び高齢者の社会参加促進を図り、もって地域福祉の推進に資することを目的に平成 19 年から運行を始めたコミュニティバスを併せた交通の確保に努めている。

今後は、人手不足、経費等の課題に対し、AI 技術の進歩を見据え、無人バス等の運行の可能性についても検討していく必要がある。

(2) その対策

① 道路の整備

広域的な交流基盤となる国道、主要県道、山のみち地域づくり交付金事業幹線林道の幹線ネットワークの整備及び生活基盤となる町道や農林道の整備を進め、安全性の向上や時間距離の短縮を目指した一体性・利便性の高い道路網整備を進める。

国道に関しては、国道 33 号の地域高規格道路の早期実現や国道 439 号、494 号の整備促進、さらには通行規制が緩和できるよう防災面の整備を国に強く要望していく。

町道については舗装が劣化するなど橋りょうを含む道路構造物の老朽化が進んでおり、早急な対応により安心安全な通行、時間距離の短縮等を図る。

また、町内のトンネルは、高度成長期時代に集中的に整備され老朽化も著しいため、住民が安全に利用できるよう機能を維持するために、効率的・効果的な修繕を進めていく。

② 交通確保対策

公共交通においては、既存の町営バス及びコミュニティバスの運行を継続するとともに、デマンド方式による交通機関の検討のほか、民間交通機関との連携による交通機会の確保など、高齢者の利便性を支える公共交通網の確立を目指す。

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------------------|-----------------|-----------------------------|------|----|
| 5 交通施設の整備、交通の手段の確保 | (1)市町村道 ■ 道路 | 寺村線改良 L=500m W=5.0m | 仁淀川町 | |
| | | 赤土線改良・舗装 L=500m W=3.0m | // | |
| | | 宗津北川線改良・舗装 L=500m W=3.0m | // | |
| | | 大平北川線改良・舗装 L=500m W=3.0m | // | |
| | | 下名野川線改良・舗装 L=100m W=3.0m | // | |
| | | 下北川中線改良 L=500m W=3.0m | // | |
| | | 泉線改良 L=300m W=5.0m | // | |
| | | 中宮谷山線改良 L=400m W=5.0m | // | |
| | | 別枝鳥形山線改良 L=600m W=4.0m | // | |
| | | 小郷線改良・舗装 L=3,000m W=4.0m | // | |
| | | イシセト線舗装 L=343m W=4.0m | // | |
| | | 椿山線改良・舗装 L=950m W=5.0m | // | |
| | | 宗津線改良 L=820m W=5.0m | // | |
| | | 寺村大板線改良 L=350m W=5.0m | // | |
| | | 大平線改良・舗装 L=500m W=3.0m | // | |
| 大峠線改良・舗装 L=500m W=4.0m | // | | | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------------|-----------------|--|------|----|
| 5 交通施設の整備、交通の手段の確保 | (1)市町村道 ■ 道路 | 安居土居線改良・舗装 L=1,500m W=4.0m | 仁淀川町 | |
| | | 樅ノ木山吉ヶ成線改良・舗装 L=2,000m W=4.0m | 〃 | |
| | | 日浦旧国道線改良 L=100m W=3.5m | 〃 | |
| | | 用居川舟線改良・舗装 L=300m W=4.0m | 〃 | |
| | | 大崎長屋線改良 L=200m W=5.0m | 〃 | |
| | | 家古屋岩丸線改良 L=200m W=3.5m | 〃 | |
| | | 万棧線改良 L=50m W=3.5m | 〃 | |
| | | 岩丸線改良 L=50m W=3.0m | 〃 | |
| | ■ 橋りょう | 町道橋りょう改修 | 〃 | |
| | | 大崎橋架け替え | 〃 | |
| | | 岩丸橋耐震化 | 〃 | |
| | ■ その他 | <u>トンネル維持管理事業費</u> トンネル維持管理計画に基づき、住民が安全に利用できるように機能を維持するために効率的・効果的な修繕を進めていく。 | 〃 | |
| | (3)林道 | 幹線林道シバゴヤ線 開設工事負担金 L=7,000m W=4.0m | 高知県 | |
| | | 広域幹線林道下土居松谷線 開設工事負担金 L=3,000m W=4.0m | 〃 | |
| | | 横倉長者線改良 L=600m W=4.0m | 仁淀川町 | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------------|----------------------------|---|---------|----|
| 5 交通施設の整備、交通の手段の確保 | (3)林道 | 西谷石神峠線改良 L=650m W=4.0m | 仁淀川町 | |
| | | 下土居桧谷線舗装 L=4,000m W=4.0m | // | |
| | | 下土居桧谷線改良 L=2,000m W=4.0m | // | |
| | | 星ヶ窪大峠線改良 L=600m W=3.0m | // | |
| | | 道芝大見槍線改良 L=450m W=4.0m | // | |
| | | 林道橋りょう改修 | // | |
| | (6)自動車等 ■ 自動車 | コミュニティバス 3台 | // | |
| | | 町営バス 9台 | // | |
| | (9)過疎地域持続的発展特別事業 ■ 公共交通 | <u>仁淀川町町民バス事業</u> 路線バスを運行することで住民の日常的な移動のための交通手段の確保を図る | // | |
| | | <u>仁淀川町コミュニティバス事業</u> 町民の日常生活における身近な交通手段として、公共交通空白地域を解消し、町民の利便性の向上及び高齢者の社会参加促進を図り、これにより福祉の推進を図る。 | // | |
| | | <u>生活交通路線バス運行補助金</u> 町民の生活路線を運行するバス運行事業者に運行費及び車両購入費等を補助し、住民の日常的な移動のための交通手段の確保を図る。 | 旅客運送事業者 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「交通施設の整備、交通手段の確保」区分における公の施設については、現況及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 水道施設

人々が生活していく中で、安全でおいしい水の確保は非常に重要な施策である。そのためには森林環境の保全、水道設備の整備、改修、下水処理などが重要な施策である。

本町は、地形的な要因から全町を対象とした飲用水施設の整備は困難である。現在、比較的まとまりのある集落については簡易水道を、その他の山間部等の集落には飲料水供給施設（簡易給水施設）を設置している。

しかし、簡易水道のほとんどは昭和 30 年ころから昭和 60 年代に給水を開始したもので、多くの施設や管路は老朽化が進んでおり、また、南海トラフ地震等を想定した耐震化も進んでおらず、災害時において長期の断水が予想されるなど安定した水供給が求められている。

また、生活の質の向上に伴い、水需要の飛躍的な高まりや森林の保水力の低下による、給水量の不足が心配され、また高齢化により地区水道施設の維持管理等に苦慮している状況となっている。

② 下水処理施設

生活排水処理は、住民が健康的、衛生的な生活を営むうえで、重要な施設である。また、仁淀川をはじめとする清らかな河川の水を守るためにも生活排水処理施設は必要不可欠である。

本町は、衛生的な生活環境や美しい自然環境を維持するため、農業集落排水施設等の整備や合併処理浄化槽の普及助成を推進している。しかし、山間部の地理的条件や住家が散在している状況から下水処理施設の未整備箇所は、多く残っている。

③ 廃棄物処理施設

廃棄物の処理については、地域、学校、家庭などと協力し、リサイクル活動を推進し限られた資源の有効活用を図っていく。ごみ処理は、委託業者により町内全域を収集範囲とし、可燃、不燃、資源、粗大ごみ等に分別収集し、高吾北広域町村事務組合で設置している施設において処理を行っている。

し尿については、トイレの水洗化等が遅れているため、業者により収集し高吾北広域町村事務組合で設置している施設で処理をしている。消費生活の進行や産業構造の変化に伴い、生活廃棄物や産業廃棄物は増加傾向にあるため、本町においてもその減量等、適切な対策が求められている。

④ 消防・防災施設

消防防災施設整備については、住民の生命と財産を守ることを基本に施設等の整備を実施しているところであるが、山間部の急峻な地形や散在する集落など多くの課題を抱えている。

本町の消防組織は、常備消防である高吾北広域町村事務組合消防本部(署)に淀川分署により消防と救急体制を整えるとともに、非常備の消防団を組織し、緊密な連携を保ちながら、消防防災体制の整備、火災予防、消火活動、救急業務、地震対策を含む防災訓練等に努めている。しかし、過疎高齢化等により消防団員の確保が十分に行えない地域が見受けられるようになってきている。

消防団に配備されている施設器具類については、順次更新して近代化を図っているが、消防屯所については老朽化が目立ち、順次整備していく必要がある。特に、分団統合後基幹的な役割を担う屯所については、現在の位置ではその機能・活動が発揮しづらいこともあり、早急な移設・整備が求められる。

また、南海トラフ大地震等の大規模災害時、県等のプッシュ型支援に対応できる物資集積受入・配送拠点等の整備も必要である。

⑤ 公営住宅

住宅整備については、公営住宅を中心に整備を進めてきたが、老朽化や居住環境の悪化している町営住宅も見られるため、改修等を計画的に進めていく必要がある。

本町は宅地が少なく、家を建てようとする子育て世帯などが、安価で便利な町外へ転出し、家を建てている。若者が宅地を購入しやすくし、町内へ定住する対策が求められる。また、地域に定住しようとする若者やIターン・Uターン希望者、高齢者が安心して暮らせる住宅の確保等が求められている。

⑥ 生活用品等の確保

地域の商店等の廃業や公共交通など移動手段が少ないことにより、食料や生活用品等を確保するのが困難な高齢者が増加している。地域で暮らし続けるために買物弱者対策が急がれる。

(2) その対策

① 水道施設

安全でおいしい水の安定供給に向け、水源林となる森林の維持管理を促進するとともに、簡易水道施設の耐震化並びに増補改良事業や基幹改良事業に取り組む。また、簡易水道未普及地で現配水区に隣接する地区に給水区域の拡張や簡易水道施設の監視システム導入、飲料水供給施設整備や改良等により水需要に安定的に対応できるように努める。

また、住民に水資源を大切にすることを育むため、水源の保全や水道水の適正な利用などについて意識の高揚を図る。

② 下水処理施設

合併浄化槽の導入促進等、地域の特性に応じた生活排水処理施設の整備を進める。

③ 廃棄物処理施設

ごみの減量は社会的な課題となっており住民、民間事業者などの理解と協力を得ながら地域全体で取り組まなければならない。ごみ減量を促進するために、ごみを出さない生活様式のあり方について普及・啓発に努める。また、家庭、地域、学校などと連携し地域ぐるみのリサイクル活動を推進するなど住民の意識の高揚を図り、収集場所（ゴミステーション）の整備や分別収集を徹底し、限られた資源の有効活用を図るように努める。

④ 消防・防災施設

安全の確保を第一とし、風水害、土砂災害、地震等の自然災害や火災から住民の生命と財産を守り、安全に暮らす対策として消防屯所の整備や、消防防災施設等の整備充実、救急・救命体制の整備、地すべり対策などの防災事業の推進、消防組織の充実強化のため消防団員の確保に一定努めるとともに、地域コミュニティや地域コミュニティ間を連携した組織づくりを核とした自主防災組織づくり及びそのネットワークの確立を図る。

また、自主防災組織が主体となった地区防災計画づくりを進めるなど、地域・地区ぐるみの防災体制の確立に努めるとともに、これを踏まえて、避難施設である学校や地域集会所、救援・救護施設、各種福祉施設等、災害時に重要な機能を果たす施設について優先度を考慮しながら耐震診断、耐震工事等の計画的な推進を図る。

⑤ 公営住宅

地域に根ざした住みやすい住環境の整備を進めるため、仁淀川町産木材を使用するなど良好な居住環境を備えた住宅地や公営住宅の整備を行うとともに、耐震化の推進に対応した新・改築、少子・高齢化に対応した住宅・居住環境の整備を支援する。

高校進学時に町外に転出し、家を建てる子育て世帯が増加しているため、若者定住用宅地を造成し、家を建て定住する条件等により、宅地を安価に売却し、建築に対しても定住等を条件とし、一定の補助を行い定住を促進する。また、定住用住宅を整備し、人口流出をくい止めるとともに、Iターン・Uターン希望者の住宅整備にも取り組む。

⑥ 生活用品等の確保

地域で利用できる移動販売業者への支援等、日常の暮らしを支える事業への支援に取り組む。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|-------------------------------|---|--------------|----|
| 6 生活環境の 整備 | (1)水道施設 ■ 簡易水道 | 簡易水道施設基幹改良事業 | 仁淀川町 | |
| | | 簡易水道施設増補改良事業 | // | |
| | | 簡易水道施設区域拡張事業 | // | |
| | ■ その他 | 生活用水確保事業 | // | |
| | (2)下水処理施設 ■ 農業集落排水 施設 | 農業集落排水施設改修事業 | 仁淀川町 | |
| | (3)廃棄物処理施設 ■ その他 | 合併浄化槽設置補助金 | 合併浄化槽 設置者 | |
| | (4)消防設備 | 防火水槽 3基 | 仁淀川町 | |
| | | 小型ポンプ付積載車3台 | // | |
| | | ポンプ車 2台 | // | |
| | | 水槽車 1台 | // | |
| | | 小型ポンプ B2級 3台 | // | |
| | | 消防屯所の整備 2箇所 | // | |
| | | 消防屯所等の耐震化 (診断・設計・改修)7箇所 | // | |
| | | 物資集積受入拠点倉庫 | // | |
| | (5)公営住宅 | 町営住宅改修工事 | // | |
| | (7)過疎地域持続 的発展特別事業 ■ その他 | 若者定住住宅建築補助事業 若者定住用事宅地を造成し、 家を建てて移住する条件等 により宅地を安価に売却し、 建築に対しても定住等を条 件とし、一定の補助を行い定 住を促進する。 | // | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|--------------|---------------------|-------------|----|
| 6 生活環境の 整備 | (8)その他 | 農村災害対策事業負担金 | 高知県 | |
| | | 耕地自然災害防止事業 | 仁淀川町 | |
| | | 急傾斜地崩壊対策事業負担金 | 高知県 | |
| | | 県営(県道・国道)工事負担金 | // | |
| | | 道路整備補助金 | 仁淀川町 | |
| | | がけくずれ住家防災対策事業 | // | |
| | | 仁淀多目的研修集会施設耐震診断及び補強 | // | |
| | | 長者複合施設周辺整備事業 | // | |
| | | 若者定住用地造成事業 | // | |
| | | 災害備蓄倉庫整備 | // | |
| | | 定住住宅整備事業 | // | |
| | | 空家対策総合支援事業 | // | |
| | | 移動販売車両購入支援事業費負担金事業 | 高知県 仁淀川町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「生活環境の整備」区分における公の施設については、現況及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 児童福祉

本町では、認定こども園1カ所と社会福祉協議会へ委託している保育所2カ所が、児童福祉の中核施設を担っている。

過疎化等による子どもの減少や保育士不足で保育所・こども園運営が厳しい状況であるが、保育施設の充実や保育士の確保、経済的負担の軽減を図り、利用しやすい子育て支援の場づくりを行っている。また、未就園児とその保護者の相互の交流を行う場として地域子育て支援センターを開設している。令和8年度より、すべての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行う子ども家庭センターを設置し、母子保健機能及び児童福祉機能の一体的運営を通じた包括的な支援のための体制強化を図っていく。

現在では、児童福祉法に基づいていろいろな問題から家庭で暮らすことのできない児童等への施設サービス（児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設等）や、保育所における保育サービス、障害児に対する通所・入所サービス等が実施されている。少子化、核家族化、転入世帯やひとり親世帯の増加など、児童や家庭を取り巻く環境の変化や、要保護児童や特定妊婦に対する課題もあり、地域ぐるみの子育て支援やサービスの充実が必要となっている。

② 高齢者福祉

本町の高齢化率は令和3年3月末現在で56.45%に達し、2人に1人が65歳以上という超高齢化社会を迎えており、独居高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者、要介護者に対する福祉対策は重要な課題である。

このような状況の中で、本人及び家族への介護保険制度による訪問介護や通所介護、短期入所者生活介護及び地域支援事業等の充実に向け、多くの高齢者が望む「可能な限り在宅で過ごせるよう」取り組み、効率的かつ高水準なサービスの提供並びに本人の自助努力を引き出すよう意欲的な活動を行っている。また、今後独居老人や、高齢者夫婦などの生活支援体制や居住環境の整備が必要とされている。

③ 障害者福祉

障害のある人が住みなれた地域で、自立し、自分らしい生活をおくるためには、乳幼児期から高齢期に至るまで、さまざまなライフステージに応じた一貫した支援体制の整備を図る必要がある。

また、障害者施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など、多分野に関連があるため、行政各課、関係機関の連携・調整の強化も重要な課題である。

④ 保健

保健事業においては、各種健（検）診、健診結果データの活用、フレイルチェック、健康教育、健康相談、健康講座や教室などによる生活習慣病や重症化予防、介護予防等に取り組んでいる。

壮年期層を中心に健康診査受診率が低く、新規受診者の確保や健康意識の向上と行動変容が課題となっている。特定健診やがん検診の受診勧奨や保健指導の徹底により、疾病の早期発見から規則正しい生活習慣の定着が大切である。フレイル予防は最重要課題であり、栄養改善、口腔機能の改善や維持、身体活動や社会参加の推進に取り組んでいる。さらに進む高齢化の中で、将来的な認知症や要介護状態を防ぐために、壮年期からの生活習慣病予防、重症化・治療や入院の長期化を防ぐ施策を検討する必要がある。

(2) その対策

① 児童福祉

健全な発育発達を促すために母子保健事業の充実と、妊娠期からの切れ目ない支援を継続するために、母子保健、児童福祉、保育、教育分野の連携を強化していく。

保育施設の整備や保育士確保と保育の質の向上対策や地域子育て支援センター業務の充実を図る。

また、幼児一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うように努める。保育士確保対策として単身用の保育士寮の建築費を運営団体に補助し保育士不足を解消する。

② 高齢者福祉

高齢者が安心して暮らせる環境づくりを進めるため、フレイル予防の講座、教室等の開催に努める。また、介護に携わる人員の確保や専門家の育成等による高度なサービス提供を図るため、介護・支援に必要な人材の確保と定着に地域ぐるみで取り組む。

認知症及び独居世帯の高齢者が増加するなか、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援のサービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けて取り組んでいく。

今後、生きがいをもって暮らせるように、シルバー人材の活用やスポーツ、レクリエーション、文化活動を奨励するなど、高齢者の生きがい活動の支援や、インターネット等の普及による情報化社会への対応に向け高齢者がICT環境に適用できるよう努める。

在宅医療、在宅介護の充実強化や連携強化、見守り活動等、高齢者の日常を支える仕組みづくり、介護を行う家族が病気になったときのための緊急用ショートステイ床の確保、独居老人や高齢者夫婦のための生活支援体制や居住環境の整備、高齢者に優しい住まいづくり、認知症対策の充実など地域ケアの体制づくりの推進を図る。

中山間地域などの条件不利地域においても必要なサービスが提供されるような介護サービス事業の確保を図る。

③ 障害者福祉

障害のある人やその家族がいつでも気軽に相談できる相談支援体制の充実や自立生活が送れるように、障害や状態に応じた身近な福祉サービスや生活支援、就労支援の充実と生活環境、住環境のバリアフリー化を促進するなど、仁淀川町障害者計画（障害福祉計画）や障害者のニーズに基づいた事業の推進を図る。

④ 保健

健康増進や疾病予防の充実などの健康づくりを引き続き、生涯学習、生涯スポーツ等を通して取り組むとともに、保健・医療・福祉の連携強化や地域医療体制の充実に努める。また、適切な健康管理が行われるようにするため、支援活動や指導体制を整備し、健康づくりの増進を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---|--------------------------------|---|------------------------------|----|
| 7 子育て環境の 確保、高齢者等の 保健及び福祉の 向上及び増進 | (1)児童福祉施 ■ 保育所 | 保育所整備事業 | 社会福祉協議会 | |
| | (4)介護老人保健 施設 | ケアハウス施設整備事業 | 介護サービス 運営事業者 | |
| | | グループホーム施設整備 1ユニット | 高知県 | |
| | (8)過疎地域持続 的発展特別事業 ■ 児童福祉 | 乳幼児児童医療費助成事業 乳幼児から高校卒業時まで、医 療費の一部を助成することによ り、乳幼児・児童・生徒の保護者 の保健の工場と福祉の増進を 行うとともに、子育て世代の経 済的支援を図る。 | 仁淀川町 | |
| | | 保育士等確保対策事業 町内の保育運営事業者が保育 に従事する職員に対して手当等 を支払うことで保育士等職員に 安定した人材確保及び定着を 図る。 | // | |
| | | 保育士寮建築費助成事業 保育士確保のため保育士寮建 築の一部を補助する。 | 社会福祉協議会 | |
| | ■ 高齢者・障害者 福祉 | 生きがい活動通所委託事業 デイサービス施設や地域の集い の場等で食事や入浴等のサー ビスにより心身ともにリフレッ シュして、介護予防等につなげ るとともに過疎高齢化集落に新 たな生きがいを育てて積極的 な社会参加を促し集落の維持・ 推進を図る。 | 社会福祉協議会 JA 高知県 民間介護事業者 | |
| | | 巡回訪問事業 高齢者が在宅に置いて生活が 継続できるよう、訪問体制の充 実を図る。 最新情報の把握を行い、福祉の 充実及び向上を図り、住みやす い町づくりを推進し過疎地域で の定住を目指す。 | 仁淀川町 | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---|---|--|---------|----|
| 7 子育て環境の 確保、高齢者等の 保健及び福祉の 向上及び増進 | (8)過疎地域持続 的発展特別事業 ■ 高齢者・障害者 福祉 | 配食サービス事業補助金 日常生活用品を身近に得られづらい過疎集落において、障害や疾病等により調理が困難な方に、地元産の野菜等でバランスの取れた食事を定期的に届ける事で、健康の維持・向上及び福祉の向上を図る。また食事を直接届けることにより高齢者や障害者の見守りとしての機能も果たす。 | 社会福祉協議会 | |
| | | 高齢者タクシー料金助成事業 タクシー料金の一部を助成することにより、高齢者の外出を支援し、社会参加等の利便性の向上をもって、地域の振興、活性化及び福祉並びに健康の増進を図る。 | 仁淀川町 | |
| | | 介護サービス人材確保対策事業 高齢者が必要な介護サービスを自宅で十分に受けられ、安心して暮らし続けることができるよう、町内の介護サービス事業者が訪問介護職員に対する手当等を支払うことで、訪問介護に従事する職員の安定した人材確保及び定着を図る。 | 〃 | |
| | | 介護職員処遇改善加算取得支援事業 介護事業者が、当該介護サービス事業所に勤務している介護職員等を外部研修に派遣することを町が支援し、当該事業者が介護職員処遇改善加算を取得することを目的とする | 〃 | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---|---|---|-------------|----|
| 7 子育て環境の 確保、高齢者等の 保健及び福祉の 向上及び増進 | (8)過疎地域持続 的発展特別事業 ■ 高齢者・障害者 福祉 | <u>あったかふれあいセンター</u> <u>業務委託事業</u> 地域福祉活動計画の核とな る小地域計画に添って活動 を展開させ、自助、共助、公 助に基づき、住民・地域・行 政それぞれで担っているこ とを一体的に捉えていける 地域づくりを行う。 | 社会福祉 協議会 | |
| | | <u>障害児(者)送迎サービス等</u> <u>助成事業</u> 障害福祉サービス利用者ま たは事業者等の通所・送迎に 係る費用を助成することで、 在宅障害児(者)の福祉の増 進を図る。 | 仁淀川町 | |
| | (9)その他 | 緊急通報装置設置 | // | |
| | | 障害者住宅改造支援事業 | // | |
| | | 高齢者住宅改造支援事業 | // | |
| | 補聴器購入費助成事業 | // | | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」区分における公の施設については、現況及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町の医療機関は病院1カ所、医院1カ所、歯科診療所1カ所の民間医療機関と国保診療所（内科・歯科）1カ所、令和4年度より公営化した国保診療所（内科・整形外科・リハビリテーション科）1カ所の公的医療機関がある。

町内全域を対象に旧町村単位でそれぞれ総合健診を実施し、健康管理に必要な検診結果データを活用した、事後指導等健康維持活動を行っている。

現在、町内の医療機関は多くの町民のかかりつけ医になっており、疾病予防や重症化予防の役割を担い、比較的安心して在宅生活を送れる状況であるが、将来的に医師や医療従事者の確保に課題がある。

また、かかりつけ医とする医療機関は、主に旧町村の中心地区にあり、公共交通機関が不便な地域の利便性を図るためには、民間による路線バスと町営によるコミュニティバスの再編など、将来にわたり高齢者が容易に通院できる体制づくり、地域で安心して医療を受けられる環境づくりが必要である。

(2) その対策

地域における医療ニーズに対応した適切な医療サービスが提供できるよう医療・救急体制の充実を図る。また、既存の医療機関相互の連携を進めながら、地域医療・救急水準の向上に努める。

施設老朽化が懸念であった国保大崎診療所については、高度医療機器の導入・更新などにより医療水準の向上を図るため令和4年度に新築された。

また、令和4年度より民営から公営化した仁淀診療所についても、今後の地域医療の継続のために高度医療機器の導入・更新などを行い、大崎診療所と連携した体制の強化を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|-------------------------------|---|------|-------|
| 8 医療の確保 | (1)診療施設 ■ 診療所 | 診療所整備事業 | 仁淀川町 | R4 完成 |
| | | 医療機器の更新 | 〃 | |
| | ■ その他 | ヘリポート整備 | 〃 | |
| | (3)過疎地域持続 的発展特別事業 ■ その他 | 診療所運営確保事業 過疎化が進み運営が困難と なっている大崎診療所を維 持し、令和4年度から公営化 した仁淀診療所と共に地域 医療の確保を図る。 | 〃 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公設の診療所は、民間病院との機能分担を図りながら人口の推移及び、利用状況等により施設の最適化を行う。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 学校教育

仁淀川町教育委員会では、「仁淀川町教育大綱」「仁淀川町教育振興計画」及び「仁淀川町まちづくり計画」をふまえ、郷土を愛し、心情豊かで創造性にあふれ、次代を力強く開いていく人材の育成をめざす。

そのために、知徳体の均衡の取れた教育を充実させるとともに、これを支える基盤として、家庭・学校・地域の連携強化、とりわけ、地域の教育力の向上に努めなければならない。学校の ICT 化や GIGA スクール構想により、学習形態が大きく変わるため、時代に即した環境整備に努めなければならない。

また、豊かな自然や文化を背景に、家庭、学校、地域及び行政が一体となって、この地域ならではの良さを生かした、特色ある教育の実現と生涯学習の振興を目指す。教育環境として教育施設の整備と充実に努める。

町内の学校施設は、小学校 2 校、中学校 2 校となっている。また、本町には高等学校は無く、下宿やバス・汽車通学で登校しているが、当面は通学支援などの対策が必要となる。

過疎が進行していること、そして山間地域であることから、教育施設の規模や地理的に不利な点も多いが、教育環境という視点に立つと、豊かな自然や歴史・文化など地域資源を生かした教育の推進や地域の人々との深いつながりにより「地域の子ども」として見守り育てていけるなどプラス面も多く、学校、家庭、地域社会の連携と協働体制の更なる推進が重要である。学校教育施設については、これまで町では小中学校校舎及び体育館等の改修・改良工事を積極的に進めてきたが、今後も安全面に配慮した施設・設備の改修・改良等教育環境の維持・向上に努めていかななければならない。しかし、先述のように少子化は更に進行する状況にあり、今後の児童、生徒数の動向に応じた中で、教育環境の維持および向上を図ることが課題となっており、中学校の統合を令和 13 年度開校予定で取り組んでいく。GIGA スクール構想や、インターネット通信環境整備については、学校はもとより各家庭でも使用できる環境整備が必要となってくる。また、スクールバス、町内教育関連施設・設備などの未整備、老朽化、廃校になった学校施設の解体・再利用などの問題もある。地球規模の環境問題に対する認識を深めるために、学校教育の中で可能な環境教育に取り組んでいく必要がある。

② 生涯学習・社会教育

生涯学習環境については、各集落の集会施設の設置など、設備的基盤はおおむね整っている。しかし、老朽化した武道場等があり、施設の見直しが必要となっている。学習の内容についても様々なメニューを実施し、活発な活動を推進している分野もある。しかし、各種教室などの実施が、参加者の多い地区を中心に展開されているため、遠方集落住民の参加が限定されている状況も見られる。同時に参加者の年代も、時間的に余裕を持ち定期的に学習に参加できる高齢世代が中心であり、そのほかの世代の住民に対する社会教育環境に遅れが見られるのも現状である。

(2) その対策

① 学校教育

学校教育施設は、施設の安全性の確保、学習効果の向上を図るため老朽化設備の改修・補修等、学校統廃合の状況により中学校の新設、スクールバスの更新など、就学者の学習環境の向上に努める。学校給食共同調理場の老朽箇所改修、学校統廃合の状況により共同調理場の新設、配送車・厨房機器の経年劣化による更新により、安全な学校給食を提供する。

また、高等学校通学応援手当の支給により、保護者の経済的負担を軽減するとともに、高校進学時を機に転出する若者世帯への対策を講じる。

児童・生徒数の減少に関しては、少子化対策の問題も連携して対策を推進する必要がある。新学習指導要領や地域住民の意向を踏まえつつ、10年、20年先を見通した、児童・生徒の教育環境を第一に考えた方針の策定を行う。また、高知県の教育振興事業を取り入れた保・小・中連携教育、特別支援教育、読書活動の推進、児童生徒の地域文化活動の充実を図り、発達段階に応じた適切な教育、環境教育や情報化教育など一人一人の個性が光る教育の推進に努める。GIGAスクール構想や、インターネット通信環境整備については、学校はもとより各家庭でも使用できる環境整備が必要となってくるため、ネット環境整備がない家庭への支援等対策が急がれる。

② 生涯学習・社会教育

生涯学習については、住民提案型の生涯学習メニューの設定に努めるほか、希望者の集まる集落においては、集会施設などを活用した出前講座の実施及び地域間交流の促進、住民の自主的な学習意欲を支援していく。また、老朽化した施設を見直し整備していく。

高齢世代以外の社会教育環境の向上については、住民が自主的なペースおよび時間帯に学ぶことが可能な手法について検討する。

また、児童・生徒に対しては、家庭における親子の時間の確保を促進し、総合学習時間の活用による地域と連携した社会教育の推進を検討する。仁淀川町交流セン

ターに設置した図書室の充実を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|---------------------------------|--|------|----|
| 9 教育の振興 | (1)学校教育関連 施設 ■ 校舎 | 統合中学校新築工事(屋内体 育館等整備含む) | 仁淀川町 | |
| | | 小中学校空調機器整備事業 | // | |
| | | 別府小学校屋根改修工事 | // | |
| | | 学校トイレ洋式化工事 | // | |
| | | 学校教室LED化工事 | // | |
| | | 仁淀中学校屋内体育館照明 LED化工事 | // | |
| | | 旧吾川中学校取壊し工事 | // | |
| | ■ 水泳プール | 統合中学校プール新設工事 | // | |
| | ■ スクールバス・ ボート | スクールバス購入 | // | |
| | ■ 給食施設 | 学校給食共同調理場新設工 事 | // | |
| | (3)社会教育施 設・体育施設等 ■ 社会教育施設 | 図書室整備事業 | // | |
| | ■ 体育施設 | 武道場建設 | // | |
| | | 池川体育館改修 | // | |
| | | 池川プール改修 | // | |
| | (4)過疎地域持続 的発展特別事業 ■ その他 | 子育て応援手当 小学校入学時中学校入学時 に一時金を支給し子育て家庭 を応援する。 | // | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|-------------------------------|---|------|----|
| 9 教育の振興 | (4)過疎地域持続 的発展特別事業 ■ その他 | 学校給食無償化 学校給食費を無償化すること で、保護者の経済的負担 を軽減し子育て支援対策の 充実を図る。 | 仁淀川町 | |
| | | 就学支援給付 大学・専門学校及び高等学 校等へ就学するための費用 を支援することで、保護者の 経済的負担を軽減し子育て 支援対策の充実を図る。 | 〃 | |
| | | 高等学校等通学応援 高校等通学者に対して通学 費補助を行い保護者の経済 的負担を軽減することによ り子育て支援対策の充実を 図る。 | 〃 | |
| | (5)その他 | 高知県地域教育振興支援事業 | 〃 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「教育の振興」区分における公共施設については、小中学校の統廃合に伴い、学校の跡地・跡施設の効果的な利活用に努めるとともに、総合管理計画に定める基本方針に沿って、適切かつ効率的な維持管理を行う。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町は157集落で構成されている。ほとんどの集落が山間急傾斜地域に散在するなかで人口の減少・高齢化は集落機能の維持すら困難な地域を生じさせている。従来行われてきた、地域の自助努力による集落内の歩道や水道、排水路の維持管理が難しくなる等、集落機能は大きく低下している。

また、耕作放棄地や周囲に危険をもたらす可能性のある管理の行き届いていない空き家の増加など取り巻く環境は厳しいものとなっている。

このような現状を基に、問題点を最大限に克服する方策を住民、行政が一体となって工夫することが重要である。

(2) その対策

広域的な集落の整備等で投資効率の高い地域づくりを推進し、日常生活を支える仕組みづくりを行い集落の維持や活性化を図る必要がある。集落の現状と課題を明確にしたうえで、集落支援員制度を活用し、行政と集落が一体となって課題に取り組む。

また、住民とともに高知県地域支援企画員や地域おこし協力隊など外部人材を活用し、地域の更なる活性化を図る。

空き家については、「仁淀川町空き家等対策計画」に基づき、活用可能なものについて町有建物は移住者用住宅として整備、民間の建物であれば空き家バンク制度への登録や空き家活用住宅として改修するなど、移住者等向けの住宅とし希望者に提供していく。また、老朽化により倒壊の恐れがあり、周辺的生活環境に悪影響を及ぼすものについては、特定空き家等に認定し、除却費用の一部を補助するなどの対応をしていく。

(3) 計画
事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|--------------------------------|---|------|----|
| 10 集落の整備 | (1)過疎地域持続 的発展特別事業 ■ 集落整備 | 集落活動センター推進事業 集落の基盤強化のため、集落に 拠点施設を設置し、地域の自助努 力による地域づくりに関わる 様々な事業が展開できるよう支 援していく。 | 仁淀川町 | |
| | | 特定優良賃貸住宅家賃減額補助 地域生活の安定と定住促進に寄 与するとともに地域福祉の増進 を図る。 | // | |
| | | 集落支援委託事業 ほとんどの集落が山間急傾斜地 に散在しているなかで、人口の減 少、高齢化により集落内の維持管 理が難しくなりつつある。集会所 の維持管理等を地区に委託して 集落機能の回復を図る。 | // | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「集落の整備」区分における公の施設については、現況及び利用状況などを十分に踏まえ総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町には、長い歴史の中で生まれ伝えられてきた国指定重要無形民俗文化財である神楽、県指定の秋葉祭礼練り、各種踊りや希少な天然記念物、国の重要文化財に指定された美術工芸品がある。また、この他にも各地域に昔ながらの伝統行事や民俗文化が数多く残されている。このような貴重な文化財・伝統文化の保存伝承は、地域住民をはじめとする有志の献身的な努力に支えられ現在に至っているが、過疎高齢化が進む中厳しい状況にあり、後継者の育成が急務である。

一方、近年、保育園児から中壮年までの幅広い年齢層で構成する和太鼓演奏グループが組織され、町内各地のイベントに参加するなど活発に活動し、新たな地域文化として定着させるべく取組を続けている。有形・無形を問わず文化財・伝統文化の保存伝承への意識を高めなければならない。

また、旧町村単位で貴重な民具が数多く残っているが、保管場所がなく、廃校となった教室に置いている。これらを保管、展示する施設が必要である。

(2) その対策

文化財・伝統文化の保存伝承活動への支援に努める。また、次世代が本町の伝統文化にふれる機会を増やし、中・高齢者と児童・生徒との世代間交流の推進により文化の継承に努める。

現存する貴重な各種民俗資料等については、分類・整理を進め、保管・展示ができる郷土資料館を整備する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------------|----------------------------------|--|------|----|
| 11 地域文化の 振興等 | (1)地域文化振興 施設等 ■ 地域文化施設 | <u>郷土資料館建築事業</u> | 仁淀川町 | |
| | (2)過疎地域持続 的発展特別事業 ■ 地域文化振興 | <u>伝統文化の継承事業</u> 伝統文化の継承者の高齢化 や衣装等の老朽化を克服す るため、文化財・伝統文化の 保存伝承活動への支援に努 める。 | 〃 | |
| | (3)その他 | <u>町史編さん事業</u> 町史の編さんに取り組み、地 域住民に歴史・文化伝承を行 うことで郷土愛の醸成を図 る。 | 〃 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「地域文化の振興等」区分における公の施設については、現況及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

再生可能エネルギーは、本町独自で実施している事業については、高齢者福祉施設や保育所に設置した太陽光発電設備の設置に留まっている。

再生可能エネルギーを活用した発電は、自然の営みから得られるものなので、天候や気候の影響を受けやすいことや、発電コストが高いことなど課題も多い。しかしながら、再生可能エネルギーは脱炭素社会に向けた手段の一つとして普及が求められていることから、町の地理的条件や自然条件等を踏まえたうえで検討していく必要がある。

一方で、近年のEV（電気自動車）の普及により町を訪れる観光客等のEVが増加している傾向にあり、また住民生活においても環境性能の良いEVに関心が高まっているが、本町には公共の充電施設が無いため普及の足枷となっている。

(2) その対策

自然エネルギーを利用した環境対策や環境教育を促進する。また、本町の自然条件等の地域資源を生かした再生可能エネルギーの利活用を促進し、産業振興と地域の活性化とともに、地球温暖化対策に寄与するための事業に対し補助金を交付する。

また、今後需要増加が見込まれるEVの充電設備等の整備や、EVの普及促進を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|------------------------|-----------------------------------|-----------------------------|------|----|
| 12 再生可能エネルギーの利用の 推進 | (1)再生可能エネルギー利用施設 | <u>拠点施設におけるEV急速充電設備設置事業</u> | 仁淀川町 | |
| | (2)過疎地域持続的発展特別事業 ■ 再生可能エネルギー利用 | <u>再生可能エネルギー活用 事業費補助事業</u> | 〃 | |
| | (3)その他 | <u>公用車等のEV化</u> | 〃 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「再生可能エネルギーの利用の推進」区分における公の施設については、現況及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

1.3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

自然環境との共生

(1) 現況と問題点

本町は、山や川など豊かな自然環境に恵まれており、この貴重な自然は住民にとって日常生活を送るうえで最も身近なものである。

美しい自然環境や豊かな生態系の保全のためには、野生鳥獣との共生が必要不可欠な条件となっているものの、過疎化による耕作放棄地の増加等により、有害鳥獣が人里へ生息範囲を拡大し、農作物等に被害をもたらしているため、その対策が必要である。

(2) その対策

地域住民や各種団体が町の自然環境を把握し、自然と共生・調和した地域づくりに関心を持ってもらうことが大切であり、子どもたちへの自然学習体験学習だけでなく、住民全体で環境問題等について考える機会の創出や情報提供を行っていくことが必要である。

有害鳥獣対策としては、農作物を保護するための防護柵等の設置支援や有害鳥獣の捕獲に対する補助等を行う。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------------------------|-------------------------------|---|------|----|
| 13 その他地域の 持続発展に関し 必要な事項 | 過疎地域持続的 発展特別事業 ■ 有害鳥獣対策 | 有害鳥獣対策 過疎化による耕作放棄地の増加により、イノシシ等の有害鳥獣が増加し農作物等に深刻な被害をもたらしている。農作物を保護するための防護柵等の設置支援や有害鳥獣の捕獲に対する補助等を行い過疎地域の振興を図る。 | 仁淀川町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

「その他地域の持続発展に関し必要な事項」区分における公の施設については、現況及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本方針に沿った適切かつ効率的な維持管理を行う。

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------------------------|--------------|-----------------------|-----------|--|
| 2 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育成 | 移住・定住 | 移住交流拠点施設 | 指定管理者 | 移住・定住による人口増加を促進するものである、効果は一過性ではなく将来に及ぶものである。 |
| | | 移住支援補助事業 | 仁淀川町 | |
| | | 移住者住宅改修費等補助事業 | 〃 | |
| | 地域間交流 | 婚活支援事業 | 〃 | 人口増加を促進するものであり効果は一過性でなく将来に及ぶものである。 |
| 3 産業の振興 | 第1次産業 | 林業者雇用対策事業 | 林業者 | 林業参入者の増加及び雇用の維持を図るためのものであり、効果は一過性でなく将来に及ぶものである。 |
| | | 町産材の家推進事業 | 仁淀川町 | 町産材の需要拡大及び地域経済の活性化等を図るものであり、効果は一過性でなく将来に及ぶものである。 |
| | | 林業家育成事業費補助金 | 仁淀川林産協同組合 | 林業の後継者を育成するための研修制度への補助事業であり、高価は一過性でなく将来に及ぶものである。 |
| | | 林業副産物商品化支援事業 | 町内事業者 | 林業の林業活性化を図るためのものであり、効果は一過性でなく将来に及ぶものである。 |
| | | 間伐材等流通促進事業 | 〃 | 木材の流通に対する補助事業であり、効果は一過性でなく将来に及ぶものである。 |
| | 観光 | 観光センター(秋葉の宿)等指定管理委託事業 | 指定管理者 | 町を代表する宿泊施設の運営委託であり、効果は一過性でなく将来に及ぶものである。 |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------------|--------------|----------------|--------------|---|
| 3 産業の振興 | 観光 | 観光協会育成強化事業 | 仁淀川町 観光協会 | 観光の核となる観光協会の育成強化を図るものであり、効果は一過性でなく将来に及ぶものである。 |
| | | イベント助成事業 | 仁淀川町 | イベント開催による交流人口や観光客の増加が移住につながることも期待されることから、過疎対策としての効果が将来に及ぶものである。 |
| | その他 | 小中学生林業整備体験事業 | // | 次代を担う小中学生に林業の体験学習を行っているものであり、効果は一過性でなく将来に及ぶものである。 |
| | | 協働の森事業 | // | 県内外企業の社員の研修として間伐体験等を行い林業への理解を深めているものであり、効果は一過性でなく将来に及ぶものである。 |
| | | ダム周辺の環境整備事業 | // | 観光拠点施設としての整備や雇用拡大など地域の活性化を図るものであり、効果は一過性でなく将来に及ぶものである。 |
| | | 安居渓谷森林総合利用事業 | 指定管理者 | |
| 5 交通施設の整備、交通手段の確保 | 公共交通 | 仁淀川町町民バス事業 | 仁淀川町 | 住民の交通手段を確保するためのものであり、効果は一過性でなく将来に及ぶものである。 |
| | | 仁淀川町コミュニティバス事業 | // | |
| | | 生活交通路線バス運行補助金 | 旅客運送事業者 | |
| 6 生活環境の整備 | その他 | 若者定住住宅建築補助事業 | 仁淀川町 | 若者の町内定住を促進するためのものであり、効果は一過性でなく将来に及ぶものである。 |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 | |
|---|---------------|------------------------|--|--|---|
| 7 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健及 び福祉の向上 及び増進 | 児童福祉 | 乳幼児児童医療費助成 事業 | 仁淀川町 | 子育て世帯の経済的支 援を図るためのもので あり、効果は一過性で はなく将来に及ぶもの である。 | |
| | | 保育士等確保対策事業 | // | 保育士確保のための ものであり、効果は一 過性ではなく将来に 及ぶものである。 | |
| | | 保育士寮建築費補助 事業 | 社会福祉協議会 | 社会福祉協議会 | |
| | 高齢者・障害者 福祉 | 生きがい活動通所委託 事業 | 社会福祉協議 会・JA高知県・ 民間介護事業所 | 社会福祉協議 会 | 集落の基盤強化のため のものであり、効果は 一過性でなく将来に 及ぶものである。 |
| | | 巡回訪問事業 | 仁淀川町 | 仁淀川町 | |
| | | 配食サービス事業補助金 | 社会福祉協議会 | 社会福祉協議会 | |
| | | 高齢者タクシー料金助成 事業 | 仁淀川町 | 仁淀川町 | |
| | | 介護サービス人材確保対 策事業 | 仁淀川町 介護サービス運 営事業者 | 仁淀川町 介護サービス運 営事業者 | 介護サービス運営事業 者の運営を支援する ためのものであり、 効果は一過性では なく将来に及ぶもの である。 |
| | | 介護職員処遇加算取得 支援事業 | 介護サービス 運営事業者 | 介護サービス 運営事業者 | 介護サービス運営事業 者の運営を支援する ためのものであり、 効果は一過性では なく将来に及ぶもの である。 |
| | | あったかふれあいセンタ ー業務委託事業 | 社会福祉協議会 | 社会福祉協議会 | 住民の福祉の向上を 図るものであり、 効果は一過性では なく将来に及ぶもの である。 |
| 障害児(者)送迎サービス 等助成事業 | 仁淀川町 | 仁淀川町 | 障害児(者)の福祉の 向上を図るもので あり、効果は一過性 ではなく将来に及ぶ ものである。 | | |
| 8 医療の確保 | その他 | 診療所運営確保事業 | // | 地域医療の確保を 図るためのもので あり、効果は一過性 ではなく将来に及ぶ ものである。 | |

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|------------------------|---------------|---------------------|------|---|
| 9 教育の振興 | その他 | 子育て応援手当 | 仁淀川町 | 子育ての障害となっている経済的な負担を軽減することにより、過疎地域においても安心して子育てができる基盤を整備する事業であり過疎地域の持続的発展に資するものである。 |
| | | 学校給食無償化 | // | |
| | | 就学支援給付 | // | |
| | | 高等学校等通学応援 | // | |
| 10 集落の整備 | 過疎地域持続的発展特別事業 | 集落活動センター推進事業 | 仁淀川町 | 集落の基盤強化のためのものであり、効果は一過性でなく将来に及ぶものである。 |
| | | 特定優良賃貸住宅家賃減額補助 | // | 集落への定住促進を図るためのものであり、効果は一過性でなく将来に及ぶものである。 |
| | | 集落支援委託事業 | // | 集落機能の維持・回復を図るためのものであり、効果は一過性でなく将来に及ぶものである。 |
| 11 地域文化の振興等 | 地域文化振興 | 伝統文化の継承事業 | // | 子どもから高齢者まで、共通した文化・芸術に触れることで、文化の意識の向上や多世代間の交流の増加が望め、地域振興の観点から、その効果は将来に及ぶ。 |
| 12 再生可能エネルギーの利用の促進 | 再生可能エネルギー利用 | 再生可能エネルギー 活用事業費補助事業 | // | 再生可能エネルギーの利用活用を促進するためのものであり、効果は一過性でなく将来に及ぶものである。 |
| 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | 有害鳥獣対策 | 有害鳥獣対策 | // | 農作物等を保護するためには有害鳥獣対策は重要であり、効果は一過性でなく将来に及ぶものである。 |